

公立高等学校の授業料について

全員手続きが必要です!!



1. 授業料が必要!?

滋賀県の公立高校では授業料が必要です。
(全日制高校の場合、1人につき年額118,800円)

ただし、「高等学校等就学支援金制度」を利用することで
授業料の負担がなくなります!

2. 高等学校等就学支援金制度とは

全国の約8割の生徒が利用している、国の授業料支援のしくみです。
申請し、認定を受けることで、授業料を負担いただく必要がなくなります。

○保護者等の所得を、以下の算定式に当てはめて計算した額(保護者等の合計)が、**30万4,200円未満**の方が対象です。

※文部科学省の設定したモデル世帯(両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人、中学生1人の子どもがいる世帯)で年収約910万円未満の世帯が目安です。

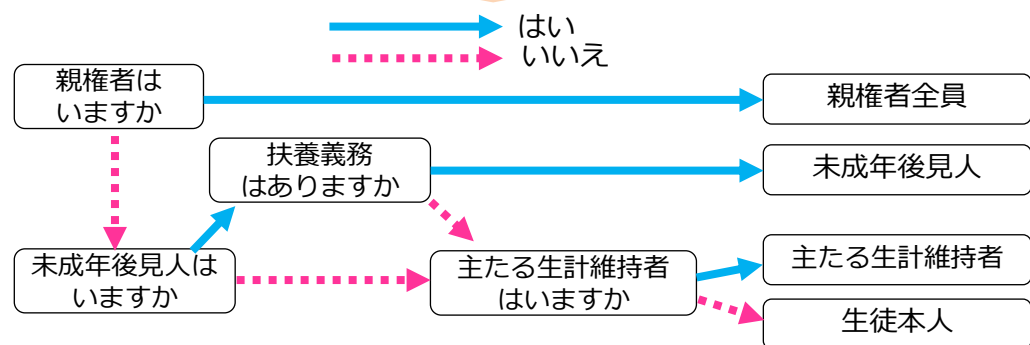
【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

* 就学支援金は、生徒の代わりに滋賀県や学校が国から受け取って、
授業料に充てます。

生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

誰のマイナンバーが必要?



3. 意向の登録・申請手続き

- 入学式当日**にログインIDとパスワードが通知される。
- 全員**、オンライン申請システムにログインし、**意向登録**をする。
- 申請する方は**、オンライン申請(スマートフォン・PC等)で保護者等の氏名や生年月日、課税地を入力し、下記の(1)・(2)いずれかの方法で申請する。
 - (1) **マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票のいずれかを持っている場合**
滋賀県教育委員会で課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力(毎年7月には、原則意向確認登録のみ)
 - (2) **マイナンバーカードを持っていて、マイナポータルを利用できる場合**
保護者等全員のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから各保護者等の課税情報等を取得(毎年7月も同様の手続)
- 滋賀県教育委員会で申請内容を審査
- 6月下旬ごろに審査結果が通知される

※マイナンバーは法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する事務に限り活用します。

※就学支援金の申請にマイナンバーを利用しない場合は、課税証明書等の提出が必要です。

就学支援金を・・・

- 認定された方・・・認定された期間の授業料の負担がなくなります。
- 不認定となった方・・・授業料の納付が必要です。

◇下記の例の場合など、マイナンバーの提出が困難と認められる場合は、左図と異なることがあります。
マイナンバーの提出が困難な場合や、締め切り期日に間に合わない可能性がある場合は、まず高校等にご相談ください。

【マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例】

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合 等

オンライン申請はインターネット環境で行います。

スマホの場合 QRコード



パソコンの場合 URL

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>

裏面もご覧ください →

4. 高等学校等就学支援金のしくみ

「高等学校等就学支援金制度」を利用するためには、手続きが必要です。高校から案内がありますので、必ず手続きをしてください。

申請された内容を基に、滋賀県教育委員会が受給資格の認定審査を行います。

毎年7月頃、ご家庭の所得情報が更新されますので、その都度、改めて受給資格の確認を行います。

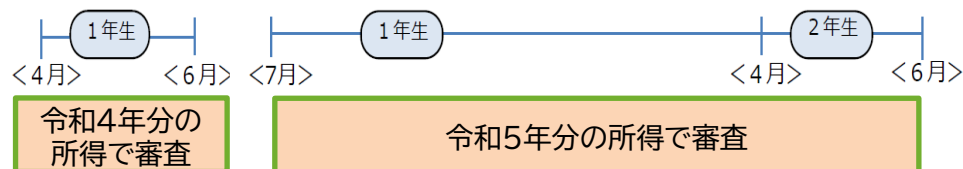
◆保護者等の課税所得等を基に審査するため、税の申告をしていない場合は、まず税の申告が必要となります。

就学支援金の受給資格の審査・決定は、原則、高校3年間(全日制的の場合)で4回行います。

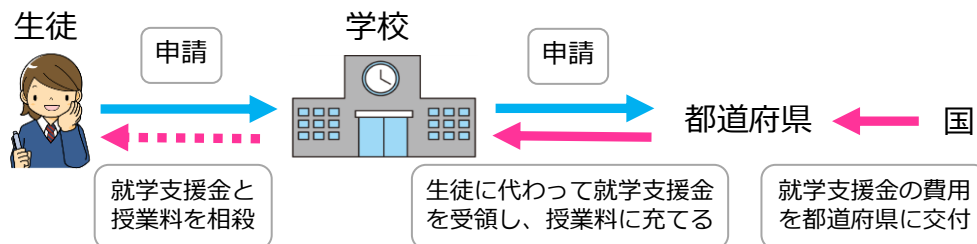
【受給資格の確認時期】 **入学時** + **各年の7月**

○例えば、令和6年4月入学の場合・・・

- ・1年生の4月分～6月分は、令和5年度(令和4年分)の課税所得をもとに審査・決定
- ・1年生の7月分～2年生の6月分は、令和6年度(令和5年分)の課税所得をもとに審査・決定



就学支援金は、**生徒や保護者が直接受け取るものではありません。**



5. 授業料の納付が必要となった場合

所得超過等の理由で就学支援金を受けられない場合や、就学支援金の申請をしなかった場合は、授業料の納付が必要です。

○授業料の納付が必要な方

- ・所得超過等で就学支援金が認定されなかった方
- ・就学支援金の申請をしていない方 など

○滋賀県の公立高校の授業料

・・・年額118,800円(全日制的の場合)

○授業料の納付方法

- ・原則、口座振替で納付していただきます。(全日制的の場合)

※定時制・通信制の授業料や納付方法は上記と異なります。

※高校から案内がありますので、必ずご確認ください。

6. お問い合わせ

◆滋賀県立高等学校授業料・就学支援金に関するお問い合わせ

滋賀県立堅田高等学校 事務室

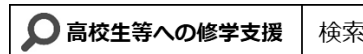
電話番号：077-572-1206

滋賀県教育委員会事務局教育総務課修学支援係

電話番号：077-528-4587



※高等学校等就学支援金制度については、文部科学省のホームページでもご確認ください。



文部科学省ホームページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



・**オンライン申請の説明動画**(youtube)

・申請者向け利用マニュアル

・よくあるFAQ